

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる日には、
休日がとる)

税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第二条～第五条
関係)

(一) 市町村民税の所得割に係る基準税額

(二) 市町村たばこ税に係る基準税額

(三) 自動車取得税交付金に係る基準額

二-1 この規則は、公布の日から施行し、平成八年度分の普通交付税から適用することとした。

2 平成八年度に各市町村の基準財政収入額に加算する市町村民税の所得割に
係る額の算定に用いる額の算定方法を定めることとした。

◇規則

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則(同和対策課)

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則(企業局総務課)

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に
用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
(市町村振興課)

規則

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則をここに公布する。

平成八年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

一 鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協
議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

二 この規則は、平成八年八月一日から施行することとした。

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準

第一条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成八年七月鳥取県条例第十
五号)第七条第五項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協
議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

平成8年7月26日 金曜日

鳥取県公報

(会長)

第一条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第四条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、小委員会に準用する。

(雑則)

第五条 この規則に定めるものほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成八年八月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を(以下「この規則」という。)に公布する。

平成八年七月一十六日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

鳥取県規則第五十七条

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成八年七月鳥取県条例第十七号)の施行期日は、平成八年八月一日とする。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

平成八年七月一十六日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

鳥取県規則第五十八号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「94,439円」を「99,747円」、「0.99696271」を「0.998268241」に改め、同条の算式の符号B中「0.872」を「1.138」に改め、同条の算式の符号C中「平成5年度」を「平成6年度」に、「0.885」を「1.105」に改める。

第四条の算式中「1.4841」を「1.4866」、「0.999748688」を「0.99975184」に改め、同条の算式の符号B中「1.0124」を「1.0083」、「1.0037」を「0.9915」に改める。

第五条の算式中「1.000451776」を「1.000132997」に改め、同条の算式の符号B由

別表第一の表中「六・一〇八」を「三・六五七」に、「一・七二六」を「一・五〇一一」に、「一・四一四」を「一・一六四」に、「一・〇八〇」を「一・〇三七」に、「一・〇

卷之四

別表第一の表を次のように改める。

一〇〇一

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）附則第十九条の五第二項第一号二の額は、知事が次の算式によつて算定した額と

する

$$\{((99,747\mathbb{H}) \times_{\alpha'}) \times A - B + C + D\} \times 0.731] \times 0.998854484$$

(yy, 147円×8)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

R 第3条の算式の符号Rに同じ

C 第3条の算式の符号Cと同じ

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年

α 、特別減税前の課税標準額の段階ごとの所得割額

て算定した附則別表に定める単位額補正率

鹿野町	一・〇三〇
日野町	〇・六三三
江府町	〇・六一七
溝口町	六六二
一・五五七	〇・五五七
一・〇三〇	一・〇三〇
一・〇四三	一・〇四三
六二二	〇・六二二
一・六五八	〇・六五八

市町村名	単位額補正率	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	岩国市	福岡市	郡家町	船岡町	河原町	東瀬原町	若桜町	智頭町	佐治町	用治町	気高町	鹿野町	青谷町	泊村
一・二三六	一・一七四	○・九六九	○・九七八	○・八八二	○・七九四	○・六五九	○・八八八	○・八八八	○・八五二	○・八三四	○・八二七	○・八二三	○・七八〇	○・七八一	○・七八〇	○・七八四	○・七七八	○・八三四	○・七一四
一・二六三	○・八四三	○・六九三	○・八〇四	○・八九一	○・八七五	○・八二二	○・八三四	○・八二〇	○・八六〇	○・九七三	○・八八三	○・八四七	○・七六九	○・七二三	○・七八四	○・七八七	○・八二七	○・八二七	○・八二七
三朝町	東郷町	関金町	北条町	大榮町	東伯町	赤崎町	西伯町	見町	本町	吉津村	淀江町	大山町	和山町	中山町	日南町	府野町	溝口町	江町	日町
○・七六三	○・六九三	○・八〇四	○・八九一	○・八七五	○・八二二	○・八三四	○・八二〇	○・八六〇	○・九七三	○・八八三	○・八四七	○・七六九	○・七二三	○・七八四	○・七八七	○・八二七	○・八二七	○・八二七	○・八二七

附則別表

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取県
【定価一部（箇月）一千円（送料を含む。）】